

令和2年4月20日

加入者の皆様

パッケージ工業健康保険組合

当組合の電話対応時間の短縮等について

日頃より、当組合の事業運営について格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このほど政府より新型コロナウイルス感染防止を図る目的で全国的に「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、当組合では社会全体の安全配慮（感染拡大の抑止）及び職員の安全確保の観点から、当面の間、職員の交代制勤務を導入し、下記内容にて電話対応時間の短縮をさせていただきます。

職員の勤務体制の縮小により、事務処理対応に時間を要する場合があります。加入者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、社会保険の諸手続きを委託されている社会保険労務士や、退職後に任意継続を希望されている被保険者の方にも併せて周知いただくようお願い申し上げます。

記

○電話対応時間

9時から15時まで

(※12時から13時まで昼休憩とさせていただきます。)

----- 以下再掲になります -----

◆各種届出・申請について

原則として郵送でお願いいたします

当面の間は、来訪者及び職員の感染リスク低減のため、窓口を持参された届出等はお預かりとし、保険証・控え等は後日の郵送とさせていただきます。

郵送先 〒130-0005 東京都墨田区東駒形 1-16-1

パッケージ工業健康保険組合 業務課宛

<お問い合わせ先> 業務課 03-3624-7421

◆保険給付について

PCR検査費および治療費は保険診療扱いです

窓口での自己負担分は公費扱い(結果問わず)となり自己負担は発生いたしません。

また、被保険者が新型コロナウイルス感染症により、療養のため会社を休み、事業主から報酬が受けられないなどの要件を満たしている場合には傷病手当金が請求できます。

<お問い合わせ先> 業務課 03-3624-7421

◆保険料について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、事業所および任意継続被保険者の方の保険料についてはその発生状況に応じて、原則として申請に基づき納付期限の延長をいたします。

<お問い合わせ先> 業務課 03-3624-7421

◆健診・保健指導について

緊急事態宣言を実施すべき対象地域にある医療機関での特定健診について、緊急事態宣言の期間は実施しないよう、厚生労働省より通達がありました。特定健診・ドック等予約をされている方については医療機関にご連絡いただき、キャンセルまたは日程変更をお願いいたします。当組合保健事業課にも併せてご連絡ください。

特定保健指導につきましても、対面による面談を実施しないことといたします。別方法での対応を検討しておりますので、詳細が決まり次第該当者の方に別途ご案内させていただきます。

<お問い合わせ先> 保健事業課 03-3624-7423

◇健保組合業務停止時の対策について

今後、当組合職員(その家族)に感染者が発生した場合、国や保健所の指導に沿い、事務所の閉鎖や一部業務を停止せざるを得ない事態も想定されます。

当組合の基幹業務システムはインターネットから切り離された環境で運用しており、在宅勤務・テレワーク等での対応ができません。万一そのような状況になった場合は当組合WEBにてご案内させていただきます。

◇政府・行政機関の情報について

[新型コロナウイルス感染症について](#) (厚生労働省 WEB ページ) ご覧ください。